

個人住民税の納付方法

特別徴収制度（天引き）が始まります！

公的年金等にかかる市道民税につきましては、多くの皆さんに納付書や口座振替により納めていただいているところですが、地方税法の改正により、平成21年10月の年金支給時から、65歳以上の方の市民税・道民税を年金から天引きさせていただくことになりました。

対象となる方

平成21年4月1日現在65歳以上で、遺族年金・障害者年金を除く公的年金収入がある方

※ただし次の方は対象外

- ①公的年金等の給付金額が年額18万円未満の方
- ②当該年度の特別徴収税額が公的年金等の給付金額を超える方（給付金額から所得税、介護保険料、国民健康保険料又は後期高齢医療保険料を差し引いた額がご負担いただき市道民税より少ない方）
- ③介護保険料を普通徴収（納付書又は口座振替による個人納付）で納めている方

【特別徴収をする時期】

平成21年10月支給の公的年金から実施します。（※遺族年金・障害者年金・老齢福祉年金等からは特別徴収を行いません）

【特別徴収の対象となる税額】

得割額及び均等割額です。

前年の下期の1／3ずつ仮徴収します。

特別徴収						
2月	12月	10月	8月	6月	4月	
1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	

平成22年度以降

今年度は年税額の1/2について
は納付書で納税（6月（1期）、8月（2期））いただき、残りの1/2を
10月の年金支給時から特別徴収
(天引き)させていただきます。

普通徴収					
1月	10月	8月	6月		
1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円		

平成21年度

普通徴収					
1月	10月	8月	6月		
1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円		

これまで

【特別徴収の方法（イメージ）】

例：年金収入のみで市道民税の年税額が6万円の場合

※今回は納付方法の変更ですので、年間の税額は変わることはありません。
※天引き制度の開始にかかる手続きは不要です（自主納付あるいは口座振替への変更はできません）

市税・使用料等の納付は
便利・確実・安心な口座振替を！

平日、8時30分から17時
までの間、隨時担当係で
納税（付）相談を行って
いますのでご利用ください。

今月の納税

【納税・納付相談】

市道民税 第1期
介護保険料 第2期
納期 6月30日(火)まで

■事務局 ■

32-2219
税務課納税係

赤平市市税等
収納向上対策本部

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うつかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはぶけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。手続きは、通帳とお届けの印鑑をもつて市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできますので、是非ご利用ください。

